

# 令和5年度認可保育園・認定こども園(2号・3号認定)・小規模認可保育園等

## 二次募集2月15日(水)まで

令和5年度認可保育園・認定こども園(2号・3号認定)・小規模認可保育園等(以下、認可保育園等)の二次募集を受け付けています。

一次募集で待機となった方は、そのまま二次募集の利用調整対象となります(一次募集の利用調整結果は1月26日(木)に発表予定)。

二次募集は、一次募集と同様に、家庭ごとの保育を必要とする状況を調査確認のうえ、利用調整を行います。

二次募集から新規申込の方  
「入園のしおり」をご覧ください。申し込み、受付期間内に申請書類一式を提出してください。すでに二

次募集で新規に申込をした方で希望園を変更する場合は、同期間に「希望園変更届」を提出してください。

二次募集で申込をした方

1月26日(木)から希望園変更の受付を開始します。一次募集で待機となり、希望園を変更する方は受付期間内に「希望園変更届」を提出してください。

「家庭状況等に変更がある場合」  
一次募集時から家庭状況や就労状況等に変更があった場合は、届出を行ってください。

受付期間  
2月15日(水)までの午前8時半～午後5時(水曜は午後7時まで)

受付場所  
保育課入園係窓口(区役所3階12番)  
※豊洲シビックセンターでは受け付けていません。

二次利用調整結果発表日

3月1日(水)(予定)  
※内定した方、二次募集から新規で申し込み、待機となった方には結果を文書で通知します。

「保育園ナビゲーターによるご案内」

待機となった場合、保育サービスに関する情報の集約・提供、相談対応を行っている「保育園ナビゲーター」が窓口や電話にて、利用可能な保育サービスや認可外保育施設の情報提供を行います。ぜひご利用ください。

保育課入園係  
☎(3647)4934  
FAX(3647)9290

# 生活保護制度

## 暮らしに困ったときは相談を

生活保護は、日本国憲法第25条の定めに基づき、現に暮らしに困っている国民の誰もが利用できる制度です。「病气やけがなどで収入が少ない」、「働いても収入が足りない」、「勤めていても収入が少ない」など、生活費や住宅費、医療費等に困っている方に対して、その不足分を補うとともに、自立した生活ができるよう支援します。

生活保護費は、国の決めた保護基準(最低生活費)と世帯の収入を比較して、収入が保護基準を下回る場合に、その足りない部分が支給されます。

ただし、生活保護に優先して、世帯の状況に応じて、次のような努力を行っていただくことになり

ます。  
○預貯金、不動産、生命保険などの資産を活用する  
○健康状態や能力に応じて仕事を  
○年金や各種手当などの制度を活用する

「相談窓口」  
深川地区、東砂6、8丁目、南砂、新砂、海の森・保護第一課(区役所2階24番)  
☎(3645)3106

# 整骨院・接骨院にかかるときの医療保険適用に正しい理解を

## 日常生活での肩こりや原因のはっきりしない負傷などは適用外

整骨院等で、保険証を使って施術が受けられるのは、外傷性のけがの場合に限られます。

「保険が使える例」  
○骨折と脱臼(応急手当を除き、医師の同意が必要)  
○捻挫、打撲、肉離れ

「保険が使えない例」  
○疲労性・慢性的な肩こりや筋肉疲労  
○脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善が見られない長期の施術

「治療を受けるときの注意」  
○負傷の原因は正確に伝える  
○施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられるため、柔道整復師に相談し、病院等で診察を受ける

「治療費を支払うときの注意」  
○無料で発行される窓口支払いの領収証は、必ず受け取る

○柔道整復施術療養費支給申請書は内容をよく確認して署名

「アンケート調査にご協力を」  
柔道整復の施術に係る費用は、柔道整復師が施術を受けた方に代わって保険請求を行う、「受領委任」という方法での請求が認められています。

適正な保険請求がされているかを確認するため、施術を受けた方を対象にアンケート調査を行っています。ご自宅にアンケート調査票が届いた場合は、わかる範囲でご記入いただき、返信をお願いします。

医療保険課保険給付係  
☎(3647)3168  
FAX(3647)8443

# 障害のある人もない人も 知ることから始めよう!

## 発達障害③ 注意欠如・多動症(ADHD)

注意欠如・多動症(ADHD)は発達障害の一種で、行動や感情のコントロールが難しい傾向があります。

どんな特性があるの?

○多動性  
じっとしていることが苦手で、授業中に教室の中を歩き回ってしまう人もいます。

○衝動性  
感情や欲求のコントロールが難しく、ついカッとなって手が出てしまったり、衝動的にルールを破ってしまったりすることがあります。

○不注意  
忘れ物が多い、すぐに気が散る、整理整頓ができない、話を最後まで聞いてもらえないなど、注意力をうまくコントロールできない面があります。

特性の現れ方や強さは一人ひとり異なります。どれか一つが目立つことも複数の特性がみられることもあります。

発達障害はしつけや育て方のせいではありません

ADHDの人はじっとしてられないことや、怠けているように見えることなどから、しつけが悪い、育て方に問題があるなどと誤解されてしま

うことがあります。  
しかし、発達障害は生まれつきの脳の機能障害であり、しつけや育て方によって発達障害にはならないのです。

大人のADHD  
こどもの頃はそっかしのと思われ程度だった子が、大人になってからADHDと判明するケースもあります。

次のような例が多くみられると言われています。  
○過集中により一つのことに没頭しすぎて、本来すべきことを後回しにしてしまう  
○優先順位付けや計画が苦手  
○ケアレスミスが多い  
段取りなどを見える形で明確にして、こまめに進捗確認をすることも有効です。

発達障害への理解を  
周囲から発達障害であることを理解されず、厳しい非難や叱責ばかり受けて育つと、うつなどの二次障害を引き起こす可能性があります。  
本人や家族、身近にいる方が障害の特性を理解し、支援を求めたり手を差し伸べられたいですね。

障害者施策推進係  
☎(3647)4749  
FAX(3699)0329